

## 根室市 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

根室市の人口は、1966年（昭和41年）の49,896人をピークに出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、2010年（平成22年）には3万人を下回り、2021年（令和3年）5月末日現在、24,539人まで減少している。

年齢3区分人口では、少子高齢化の進行から年少人口の減少と、老年人口の大幅な増加が見られ、2000年（平成12年）には、老年人口が年少人口を上回り、その差は年々広がっており、今後、少子化や高齢化がさらに進むことが予想される中、少子高齢化社会に対応した生産性の向上が必要となっている。（図1）

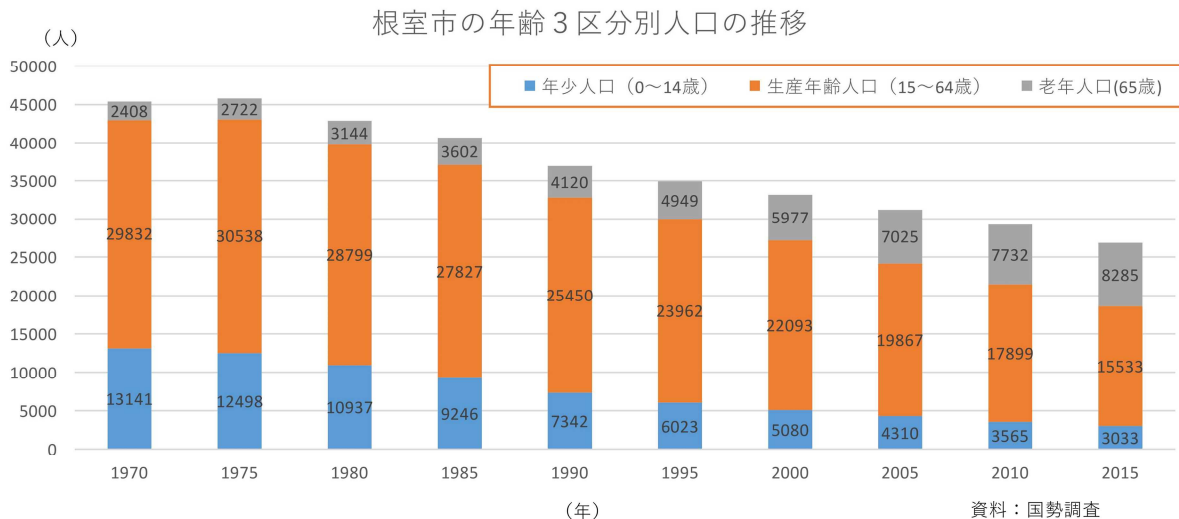
根室市の産業構造を就業者数で見ると、漁業が全体の17%と最も多く、次いで、製造業17%、卸売・小売業が14%となっており、概ねこの3業種で全体の約半数を占めており、製造業の多くは食料品製造業が占め、漁業と併せ、当市の就業者の約3割は水産関係に従事しており、当市の基幹産業となっている。（図2）

また、経済センサス活動調査（平成28年）によると、根室市内の企業の約98%が従業員50人以下となっており、根室市の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その一方で、中小企業は、製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。（図3）

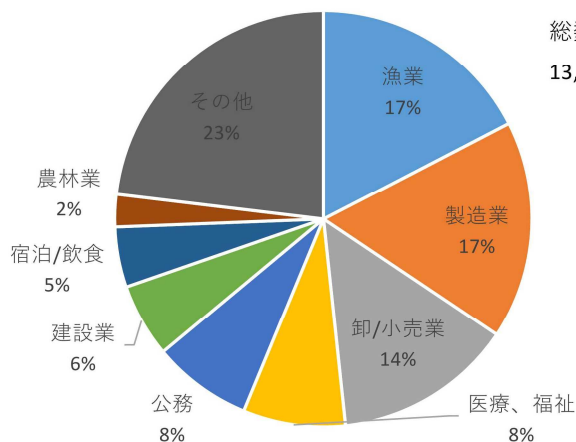
このような中、根室市では、市内中小企業の労働生産性向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

<図1>



<図 2>

産業別就業人口（H27国勢調査）



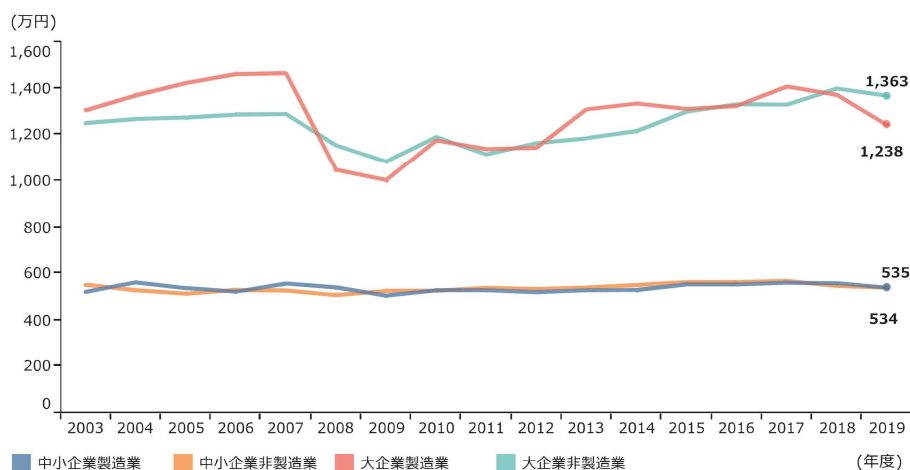
【産業別就業人口推移（国勢調査）】

	H2	H12	H22	H27
漁業	4,247	3,275	2,578	2,420
製造業	3,090	3,109	2,770	2,352
卸小売業	3,677	3,377	2,166	1,930
全産業	19,008	17,848	15,104	13,876
3業種割合	57.94%	54.69%	49.75%	48.30%

※卸小売業についてはH12まで飲食店含む。

<図 3>

企業規模別従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

根室市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、根室市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

根室市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

令和3年1月20日付けの変更協議による計画内容の適用は、国が同意した日からとする。なお、変更計画の適用日前までは、従前の計画内容の例による。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。